平成２９年（フ）第４９９号
埼玉県越谷市南越谷５丁目24番地１　プレジール南越103号
債務者　奈良　重光
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
千葉県旭市ハ101－２
債務者　伊藤　康裕
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５９号
札幌市白石区東札幌２条４丁目９番３－203号
債務者　古谷　幸一
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４０７号
札幌市豊平区中の島１条５丁目１番２－102号
債務者　佐々木英明
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２３号
札幌市中央区南17条西18丁目２番５号　コーポマイウェイ５号
債務者　津田　朋成
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５５６号
札幌市北区新琴似８条13丁目１番17号　サンシャインエイト307号
債務者　秋谷小百合
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７９号
札幌市東区伏古３条５丁目２番18号　アシストマザーさくら伏古館211号
債務者　乾　　美香（旧姓河森）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８６号
札幌市手稲区富丘１条５丁目12番28号　メゾンステラＶ－201号
債務者　小椋　和彦
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５９１号
札幌市豊平区豊平３条６丁目１番７－512号
債務者　平野美惠子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５９８号
札幌市北区北31条西６丁目１番３号　ホワイトハウス31－202号
債務者　小椋栄知子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６０３号
札幌市北区篠路２条５丁目１番５号　グレー73－101号
債務者　眞田　万之
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６１３号
札幌市東区北丘珠４条２丁目12番18号
債務者　渡部　知美（旧姓金谷）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６３２号
札幌市豊平区中の島１条３丁目７番21号　シャトーラベンダー２号
債務者　作本あき子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６７１号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番１－207号
債務者　橋本　実佳（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８３号
札幌市北区北38条西２丁目２番35－102号
債務者　石井　貴裕
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９０号
埼玉県所沢市小手指南３丁目１番地の２　チェリーハイツＢ－201
債務者　赤平　　勝
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５０号
新潟県三条市東三条２丁目10番15号
債務者　高橋　　司
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
新潟地方裁判所三条支部